

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞（年金受給者定期貯金）

（令和8年4月1日現在）

商品名	・年金受給者定期貯金 愛称：福寿
ご利用いただける方	・当 J A に年金の受取口座を指定している個人
期 間	・定型方式 3 年 ・自動継続（元金継続）のお取扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入限度額	・一括預入 ・1 万円以上 2,000 万円以下 ・1 円単位 ・1 人 2,000 万円以下（「1 年（単利型）」と通算）
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の 1 か月後の応当日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A 所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。ただし、一部支払後の残高が 1 万円を下回る一部支払いはできません。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金＜複利型＞の店頭表示金利に年 0.15% を上乗せした約定利率を初回満期日まで適用し、自動継続時には、スーパー定期貯金＜複利型＞の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 40% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率 × 50% ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率 × 60% ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率 × 70% ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率 × 90%
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部金融企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・ 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・ 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・ 岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日時点で当JAにおいて年金を受給していなかった場合は、預入日時点のスーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利を預入日に遡り適用します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAしまね